

令和9年度 保育施設入所のご案内



もくじ

保育施設の申込みから入所まで……………	2	保育施設の利用料等……………	8
保育施設入所に必要な書類について……	3	保育施設で過ごすために……………	9
支給認定申請書の記入方法……………	6	退所する場合……………	9
入所申込書の記入方法……………	6	みやこ町内の保育所・認定こども園……	10
勤務等証明書の記入方法……………	7		

 みやこ町役場子育て・健康支援課 児童保育係

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地

Tel 0930-32-2725 内線 143、144

保育施設の申込みから入所まで

新規に保育施設の利用を希望する場合は、希望する保育施設に事前連絡をして、お子さんと一緒に見学してください。

近年の利用希望の増加に伴い、希望する保育施設を利用できない状況が発生しています。また書類に不足があると、その分手続きが遅れますので、必ず必要な書類を揃えて、手続きをしてください。

◆令和9年度4月1日入所希望の場合

新規に入所を希望するかたは、お子さんと一緒に希望する保育施設を見学してください。

●提出書類 各保育施設で配布します。

(町外の保育施設を利用希望の場合は、みやこ町役場子育て・健康支援課児童保育係で配布)

- ・保育施設入所申込書兼児童台帳
支給認定証をお持ちでない方は、
- ・子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定申請書

●提出期間 令和8年10月1日(木)～11月2日(月)

●提出場所 入所希望保育施設(町外の保育施設を希望の場合はみやこ町役場子育て・健康支援課児童保育係に提出)

必ず提出期間内にご提出ください。期限を過ぎた場合、4月1日から入所できないことがあります。

※犀川・豊津支所では、書類の配布や受付をいたしませんので、ご了承ください。

12月上旬に、入所面談のご案内・面談時に提出する書類を送付します。

令和9年1月中旬から、順次みやこ町職員が各保育施設にて面談を行う予定です。

◎面談時に提出する書類

- ・必要事項を記入した就労証明書および必要な添付書類
- ・現況届(支給認定証をお持ちのかたに面談の案内時に送付します。)

令和8年1月1日にみやこ町に住民票がないかたは、令和8年度所得課税証明書が必要な場合があります。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

入所に関する審査結果の送付

面談・書類審査のうえ、調整結果の通知を送付します。

保育施設入所・保育の利用開始

保育料決定通知の送付

◆令和9年度途中入所希望の場合

入所を希望するかたは、お子さんと一緒に希望する保育施設を見学してください。
原則として『申込締切日は 入所希望月の前月20日 まで』
『保育の利用開始日は 毎月1日 から』 となっております。

以下の書類を揃えて、みやこ町役場子育て・健康支援課児童保育係に提出してください。

- ・ 保育施設入所申込書兼児童台帳
- ・ 就労証明書および添付書類
- ・ 子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定申請書
(支給認定証を持っていない方)

※令和8年1月1日にみやこ町に住民票がないかたは、
令和8年度所得課税証明書が必要な場合があります。

※犀川・豊津支所では、書類の配布や受付をいたしませんので、ご了承ください。

入所に関する審査結果の送付

面談・書類審査の結果、調整結果の通知と保育料の決定通知を送付します。

保育施設入所・保育の利用開始

保育施設入所に必要な書類について

保育利用に際して必要な書類

- ①子ども・子育て支援支給認定証 (面談・審査後に交付します。)
- ②保育施設入所申込書兼児童台帳
- ③就労証明書および添付書類

令和8年1月1日にみやこ町に住民票のないかたは、令和8年度所得課税証明書が必要な場合があります。また、必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

①子ども・子育て支援支給認定証

「子ども・子育て支援新制度」にかかる認可保育所や認定こども園などの施設の利用を希望する場合は、必ず「支給認定」を受ける必要があります。保育施設の利用を希望するお子さんが、まだこの認定を受けていない場合は、保育施設の申込みと一緒に、必ず支給認定申請書を提出して認定を受けてください。

支給認定には、3つの区分があります。お子さんの年齢や保育の必要性の有無により、支給認定区分が決まります。また、3つの認定区分に応じて利用できる施設(幼稚園、保育園、認定こども園など)が異なります。

支給認定区分	対象となるお子さん			利用できる施設・事業
	年 齢	保育の必要性	教育・保育時間	
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園幼稚園部
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園保育園部
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所・認定こども園保育園部 事業型保育事業、小規模保育事業等

◎保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受けるかたは、保育が必要な時間に応じて保育が利用できる時間（保育必要量）を認定します。
保育必要量には、「保育標準時間」「保育短時間」の2つの区分があります。

【保育標準時間】

開所時間	一日最大 1 1 時間まで	延長 保育
------	---------------	----------

【保育短時間】

	育短時間】		8:30	16:30
開所時間	延長保育	一日最大 8 時間まで		延長保育

保育標準時間、保育短時間とともに延長保育を利用することが可能です。（別途、延長保育料金がかかります。）
延長保育については、各保育施設におたずねください。

◎保育の必要性認定事由

保育を希望する場合には、子どもの保護者のいずれもが、保育の必要性の事由のいずれかに該当することが必要です。
「小学校の入学準備として」、「幼児教育の場とするため」、「集団生活に慣れさせるため」、「下のお子さんの育児に手がかかるため」
等という理由で保育施設を利用することはできません。

認定事由	基準	支給認定期間	保育必要量の 認定区分
就労	1ヶ月48時間以上の就労が常態であること。	2号認定…就学前まで 3号認定…3歳に達する日の前日まで。	保育標準時間…月120時間以上 保育短時間…月48～120時間未満
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと。	出産予定日8週間前の日が属する月の初日から出産後8週間を経過する翌日が属する月の末日までの期間。	保育標準時間
疾病・障害	疾病・負傷または精神・身体に障害があること。	入院・療養を要しなくなる日が属する月の末日。	保育標準時間
介護・看護	同居または通院・入院中の親族を常時介護・看護していること。	入院・通院を要しなくなる日が属する月の末日。	保育標準時間
災害の復旧	震災、風水害、火災など災害の復旧にあたっていること。	災害復旧の終了日が属する月の末日。	保育標準時間
求職活動	求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む）。	90日を経過する日が属する月の末日までの期間。	保育短時間
就学・職業訓練	学校教育法に規定する学校等に在学している、または職業訓練校等に通っていること。	卒業予定または修了予定日が属する月の末日までの期間。	保育標準時間…月120時間以上 保育短時間…月48～120時間未満
虐待・DV	虐待、DVのおそれがあること。	年度末まで。	保育標準時間
育児継続	育休取得時に既に保育利用をしている子どもがいて、休業中も継続利用が必要と認められること。	育児休業期間の終了日まで。	保育短時間
その他	特に町長が認める事由であること。	町長が認める期間。	事由による

3歳未満のお子さんの認定期間は、3歳の誕生日の前々日までとなっております。満3歳になると、支給認定区分が3号から2号に変更になりますが、新しく2号認定証を送りますので、更新手続きの必要はありません。

以下の理由等で、認定理由が変わったときは必ず届け出をお願いします。

- ・ 住所が変わったとき。（みやこ町から転出した場合、有効期間内でも、支給認定証は無効になります。）
- ・ 保育が必要なお子さんの家庭状況に変更があった場合。（婚姻・離婚・弟妹の出生など家族の増減）
- ・ 就労先、就労形態など、就労の状況が変わったとき。
- ・ 就労予定や求職中で申込みをした方が就労を開始したとき。
- ・ 求職中で申込みをした方が、90日経っても就労してないとき。
- ・ 育児休業取得中に申込みをした方が復職をしたときや、復職日が変更になったとき。

②保育施設入所申込書兼児童台帳

お子さん1人につき1枚記入してください。内容は正しくお間違えのないようにお願いします。希望する保育施設に必ず入所できるとは限りませんので、入所申込の際は第2希望、第3希望の施設名も必ず記入してください。お子さん、世帯員の年齢は令和9年4月1日時点での年齢を記入してください。

生年月日	年齢	生年月日	年齢
令和3年4月2日～令和4年4月1日	5歳	令和4年4月2日～令和5年4月1日	4歳
令和5年4月2日～令和6年4月1日	3歳	令和6年4月2日～令和7年4月1日	2歳
令和7年4月2日～令和8年4月1日	1歳	令和8年4月2日～	0歳

③就労証明書

保育の必要性を認定する資料になります。保護者の分も必ず提出してください。

保育が必要である理由	必要な書類
就労している、就労予定である	・就労証明書に事業所の証明
会社休職中である	・就労証明書に事業所の証明 ・診断書等の写し
自営業である	・就労証明書に区長・民生委員児童委員の証明 ・チラシ等客観的に判断できる物の提出でも可
内職に従事している	・就労証明書に事業所の証明 ・事業所の証明が難しければ業務契約書等の写し
農林業に従事している	・就労証明書に区長・民生委員児童委員の証明
求職活動中である	・申立書の表面に各関係機関（ハローワーク等）の証明 ・（ハローワーク等を利用していない場合）裏面の入所に関する誓約書
出産	・申立書の表面に申立人の署名 ・診断書・母子手帳の写し（いずれか）
疾病・障害がある	・申立書の表面に申立人の署名 ・診断書・身障者手帳の写し（いずれか）
就学・職業訓練中である	・申立書の表側に申立人の署名 ・在学証明書・学生証・合格通知書・訓練指示書の写し（いずれか）
親族を看護・介護している	・申立書の表側に申立人の署名 ・要介護・看護者の診断書、身障者手帳・療育手帳の写し（いずれか）
上記以外その他の理由	・申立書の表側に申立人の署名 ・保育することができないことを証明する書類

下記に該当する人は下記の書類も必要となります。

母子・父子家庭の世帯	児童扶養手当の証書、ひとり親医療証、戸籍謄本など ひとり親家庭であることが確認できる書類
生活保護受給中の世帯	診療依頼書の写し（表紙と世帯員名簿のページ）
入所希望児童の兄姉が幼稚園等に 通っている世帯	幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等に 通っているお子さんの在園証明書

その他、令和8年1月1日にみやこ町に住民票がないかたは、令和8年度の所得課税証明書の提出が必要な場合があります。

支給認定申請書の記入方法

保育施設を利用する際に、町の認定を受ける必要があります。

様式第1号（第2条関係）

子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定申請書

必ず保護者のかたの署名をお願いします。

番地・アパート名までご記入ください。

希望する施設が幼稚園・認定こども園（教育部分）のみの場合は『無』、第1～第3希望いずれかに保育園・認定こども園（保育部分）が含まれる場合は『有』にしてください。

就労先、学校名をご記入ください。

必ず個人番号の記入をお願いします。

利用希望期間は最長で令和9年4月1日～令和10年3月31日です。

希望する施設を必ず第3希望まで記入してください。

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用する場合に記入してください。

※記入上の注意：よく読んでから、楷書ではっきりと記入してください。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
※保育所等希望の方は、引き続き③も記入してください。幼稚園等のみ希望の方は、記入は終わりです。

保護者氏名		生年月日	性 別	障害者手帳の有無		
姓	氏名	年 月 日	男・女	☐ 無 ☐ 有（ ）		
住所・連絡先 連絡先①【☐自宅 ☐父 ☐母 ☐その他（ ）】（ ②【☐自宅 ☐父 ☐母 ☐その他（ ）】（ ）						
認定者番号 市町村に支給認定を受けて						
保育の希望の 有：保護者の労働 無：幼稚園等の利用を希望する場合（保育園等と併用の場合を除く。） 有無（※） （※）「保育所等」とは保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型（以下同じ）。 「幼稚園等」とは幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。 「無」を○で囲んだ場合は①～③に、「有」を○で囲んだ場合は①及び②に必要事項を記入						
①世帯の状況（申請児童を除く。保護者を含む。）						
就労先	学校名	生年月日	性 別	職業又は学校名	印の欄は市町村記載欄です	個人番号
男・女		年 月 日	男・女			有・無
男・女		年 月 日	男・女			有・無
男・女		年 月 日	男・女			有・無
男・女		年 月 日	男・女			有・無
生活保護の適用の有無 適用なし・適用あり（ 年 月 日保護開始）						
②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名						
利用を希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで				
利用を希望する施設（事業者）名	第1希望	施設（事業者）名・希望理由				事業者番号＊
	第2希望	施設（事業者）名・希望理由				
	第3希望	施設（事業者）名・希望理由				

※記入上の注意：よく読んでから、楷書ではっきりと記入してください。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
※保育所等希望の方は、引き続き③も記入してください。幼稚園等のみ希望の方は、記入は終わりです。

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用する場合に記入してください。

※記入上の注意：よく読んでから、楷書ではっきりと記入してください。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
※保育所等希望の方は、引き続き③も記入してください。幼稚園等のみ希望の方は、記入は終わりです。

入所申込書の記入方法



保育施設入所申込書 兼 児童台帳

新緑 春 緑
 受付日

みやぎ町長 宛

令和 年 月 日

入所希望者 氏名

性別

生年月日

年齢

住所

〒

市町村

区

町

丁目

番

号

電話番号

携帯電話

入所希望者

氏名

性別

生年月日

年齢

第1希望

第2希望

第3希望

保育施設希望理由

保育施設希望期間

申込理由

①虐待 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④介護・看護 ⑤虐待・虐待 ⑥虐待・虐待 ⑦虐待・虐待 ⑧虐待・虐待 ⑨虐待・虐待 ⑩虐待・虐待 ⑪虐待・虐待 ⑫虐待・虐待 ⑬虐待・虐待 ⑭虐待・虐待 ⑮虐待・虐待 ⑯虐待・虐待 ⑰虐待・虐待 ⑱虐待・虐待 ⑲虐待・虐待 ⑳虐待・虐待 ㉑虐待・虐待 ㉒虐待・虐待 ㉓虐待・虐待 ㉔虐待・虐待 ㉕虐待・虐待 ㉖虐待・虐待 ㉗虐待・虐待 ㉘虐待・虐待 ㉙虐待・虐待 ㉚虐待・虐待 ㉛虐待・虐待 ㉜虐待・虐待 ㉝虐待・虐待 ㉞虐待・虐待 ㉟虐待・虐待 ㊱虐待・虐待 ㊲虐待・虐待 ㊳虐待・虐待 ㊴虐待・虐待 ㊵虐待・虐待 ㊶虐待・虐待 ㊷虐待・虐待 ㊸虐待・虐待 ㊹虐待・虐待 ㊺虐待・虐待 ㊻虐待・虐待 ㊼虐待・虐待 ㊽虐待・虐待 ㊾虐待・虐待 ㊿虐待・虐待

児童台帳

年齢	氏名	性別	生年月日	年齢	年齢等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

生活保護の状況

生活保護を受けていない

生活保護を受けている

ひとり親世帯

ひとり親世帯ではない

在宅障害児(者)のいる世帯

在宅障害児(者)のいない世帯

送迎時の事故防止のため、必ずご記入ください。

就労証明書の記入方法

就労されているかたは①の様式を、それ以外のかたは②の様式を提出してください。（①については、就労先に証明をもらってください。自営業の場合は民生委員児童委員または区長の署名、もしくは別途自営を証明できる書類等が必要になります。）

※就労に該当する人…就労(就労予定)の人、自営業の人、農林業従事の人、内職の人、会社休職中(産休、育休、病休など)
保育所に入所する時期が、出産(予定)前後8週間に該当するかたは、②の様式を提出してください。

[illegible]

内職の方は事業所の証明、自営業・農林業に従事の方は民生委員児童委員または区長の署名捺印をお願いいたします。

(開業届や名刺、チラシ等の客観的に自営業をしている証明書類があれば省略可)
内職の方で、事業所の証明が難しければ、
業務契約書等の写しを添付してください。

当てはまるものにチェックまたは記入してください。

産休病休の方は、職務復帰されるときに改めて事業主から就労証明書を出してもらってください。なお休暇期間が当初の申立てより長引きそうな場合、改めて就労証明書を提出してください。

出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動、就学・職業訓練、その他の理由の人は②の表面に記入してください。

また、公共職業安定所、民間職業紹介所等以外で求職活動をしているかたは、②の裏面に記入してください。

2

申請書

みよこ町長 殿

以下項目について申し立てます。

住所:

氏名:

児童氏名	保育所(園)名 児童クラブ名
就学のため	学校名: 期 間: 年 月 日 ~ 年 月 日 時 間: 時 分 ~ 時 分
求職活動中のため	◆公共職業安定所を利用している人 求職活動支援機関等の利用状況について、みよこ町に提出するため 上記について相違ないことを証明する。 年 月 日 機関等の名称: 所在地: 電話番号: ◆その他証明が難しい場合は裏面へ
障害を有するため	障害名: 必要 医師の診断書
疾病のため	疾病名: 必要 医師の診断書
出産のため	出産予定日: 年 月 日 必要 母子手帳 出産日: 年 月 日 (表紙、出産日記帳のページ)
家族の介護のため	家族の氏名: 児童との続柄: 必要 医師の診断書、
災害復旧のため	事由:
その他理由のため	事由:
状況等記載欄 (現状を記入して下さい)	

就労以外で申し立てされるかたの署名をお願いします。

公共職業安定所、民間職業紹介所等を利用して求職活動をしている場合、利用している施設の長の証明、または代表者の証明をお願いします。これ以外の求職活動を行っている人は裏面の「入所に関する誓約書」に記入の上、提出してください。

内容について記入してください。添付書類を確認のうえ、一緒に提出してください。

入社試験・面談等を受け、現在選考結果を待っているかたは、選考を行った事業所等に選考中である証明を受けてください。

入所に関する誓約書

みよこ町長 殿

申し込みにあたり、現在求職中のため、勤務等証明書が提出できません。
提出から90日以内に就労し、勤務等証明書を提出いたしますので入所を希望します。
もし入所後90日以内に勤務せず、他の入所条件を具備しない場合は、その月末に退所いたします。また、実施を解除(退所)されても異議を申し立てることはありません。

なお、求職活動の現在の状況・予定については以下の通りになります。

<求職活動の状況・予定について>

◆現在の状況

現在、求職活動を行っていますか
行っている () 行っていない (入所後活動開始予定)

◆行っている場合

①求職活動の開始時期 令和 年 月 日から

②活動の内容

☐新聞、広告、インターネット活用 ()
☐電話による連絡 () (社)
☐履歴書の提出 () (社)
☐面接 () ()
☐その他 () ()

③求職活動時の児童の保育所 () ()

記載内容を確認、同意のうえ、署名してください。
令和 年 月 日
氏名(就労予定者)

保育施設の利用料等について

保育料とは、保育施設を運営するためにかかる多額な経費の一部を、保護者の方々に負担していただくものです。

その金額は、子どもの年齢、保育時間、市町村民税の合計額により決定します。子どもの年齢は毎年4月1日を基準日とします。

4月～8月は前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月～3月は当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。

階層区分の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

みやこ町では、令和6年4月分よりみやこ町に住民票を有する児童の保育料の完全無償化を実施しております。保育料は原則無料ですが、保育料階層区分を決定するために、所得の申告や所得課税証明書の提出をお願いすることがあります。

なお、過去に保育料の滞納があるかたには、引き続き書面にて督促や催告を行います。その上で納付が確認できなかった場合には、以下の通り滞納処分を実施します。

① 保育所を利用している場合

取引金融機関や就労先に対する財産・給与調査を行い、財産を差し押さえることがあります。

また、児童手当を受給している場合には、**受給者の意思に関わらず児童手当より滞納分を徴収することがあります。**

② 認定こども園を利用している場合

施設の利用契約に基づき、**施設の利用停止（退園）となる**ことがあります。

令和8年度 みやこ町保育料（2号・3号保育認定）

各日初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3 歳未満		3 歳以上			
階層 区分	定義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
第 1	生活保護世帯		0	0				
第 2	第 1 階層を 除く市町村民 税非課税世帯	市町村民税非課税世帯	保育無償化の対象です。		保育無償化の対象です。			
		市町村民税非課税世帯 (母子等)	0	0				
第 3	第 1 階層を 除く市町民 税所得割額が 右欄の区分に 該当する世帯	0 円～48,600 円未満	みやこ町独自の 保育無償化の対象です。					
		0 円～48,600 円未満 (母子等)						
第 4		48,600 円～97,000 円未満						
		うち 48,600 円～ 77,101 円未満(母子等)						
第 5		97,000 円～169,000 円未満						
第 6		169,000 円～301,000 円未満						
第 7		301,000 円～397,000 円未満						
第 8		397,000 円以上						

◎保育無償化について

令和元年10月1日から、国の制度に基づき3歳から5歳までのお子さんと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんについて保育料が無償化されました。

また、令和6年4月1日からは、0歳から2歳までのお子さんについても、町独自で保育料を無償化しております。

0～2 歳児	保育所	全額無償化
3～5 歳児	認定こども園保育園部	
	認定こども園幼稚園部	上限額（月額）11,300 円
	認定こども園幼稚園部の 預かり保育	

◎副食費（おかず代、おやつ代等）について

3歳以上のお子さんについては、保育料は無償ですが、副食費の支払いが必要となります。支払方法や期限等は各保育施設で設定しておりますので、入所を希望される施設へ直接お問い合わせください。

また、市町村民税所得割額やお子さんの人数によって副食費が免除されます。免除対象となるかたには、免除通知でお知らせします。

なお、令和6年4月1日より、みやこ町では副食費が免除にならないかたを対象に補助を実施しております。入所する施設によっては、副食費を一度お支払いしていただいたうえで、町から返還する形をとることもありますので、詳しくは入所を希望される施設へ直接お問い合わせください。

市町村民税所得割額 0～57,700円未満	年齢にかかわらず、同一世帯の子ども全員	免除
市町村民税所得割額 57,700円以上	小学校就学前の範囲の子どもの上から 一番目と2番目	みやこ町内の各保育所、認定こども園が 定める額（最大4,700円／月の補助あり）
	小学校就学前の範囲の子どもの上から3番目	免除

保育施設で過ごすために

保育施設への送迎は保護者の責任とします。事情があつて他の人に依頼するときは、必ず保育施設に電話連絡してください。

家庭の状況や、届け出た証明書類に変更があつた場合は、すみやかに届けてください。（就労先が決まった、職場の変更、家庭状況の変更など）保護者の連絡先は常に明確にしておいてください。

病気にかかっているお子さんは、登所(園)をお断りすることがあります。特に感染症の場合は、多くのお子さんやその家族に迷惑をかけますので十分注意してください。

退所する場合

みやこ町外に引越しや、保育の必要性がなくなった場合、または児童の病気などで長期にお休みするときは、必ず事前に保育施設に連絡して、退所届を提出してください。退所届の用紙は、みやこ町役場子育て・健康支援課および保育施設に用意しています。提出がなければ退所にならないことがあります。



みやこ町内の保育所・認定こども園

◆勝山地区

公立保育所

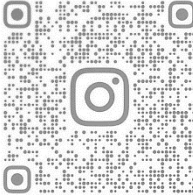
施設名	定員	住所・電話番号	開所時間 受入年齢	保育内容・保育指針
みやこ町立 久保保育所	90 名	みやこ町勝山大久保 1431 番地 2	7:30～19:00	ひとりひとりの成長に合わせた保育を心がけています。子どもの良いところを見つけ伸ばしていく中で、意欲や自信が持てる保育を行っています。
		Tel 32-3003	生後 2 か月	

私立保育所

施設名	定員	住所・電話番号	開所時間 受入年齢	保育内容・保育指針
社会福祉法人護法会 いさやま 保育園	20 名	みやこ町勝山岩熊 532 番地	7:00～18:30	自然豊かな環境のもと、菜園活動やクッキング、食育、専門講師による音楽教育や体育教育を取り入れ、本物に触れる体験を通して、「五感を育む教育」。モンテッソーリ教育を取り入れて、自立した子どもを育みます。少人数保育で子どもと丁寧に向き合います。 その他…完全給食 子育てひろばプリモ実施 一時預かり保育あり 公式 HP、Instagram あり 
		Tel 32-3189	産休明け	

認定こども園

施設名	定員	住所・電話番号	開所時間	保育内容・保育指針
			受入年齢	
社会福祉法人和泉会 認定こども園 太陽の森	保育園部 100 名	みやこ町勝山黒田 849 番地	7:00～19:00	保育園の機能を中心に、幼稚園・子育て支援センター・児童クラブの機能を持つ認定こども園です。子ども達の感性と五感の大切さを育む保育を目指しています。認定こども園太陽の森では何より子ども達の「感じるココロ」と「鋭敏な五感」を大切にしています。 その他…完全給食、児童クラブ、 子育て支援センター、 一時預かり バスの送迎あり HP… http://izumikai-org.com/
		Tel 32-2176	産休明け	
	幼稚園部 25 名	幼稚園部の詳細については、 直接認定こども園にお問い合わせください。		

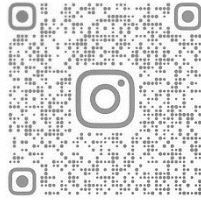

Instagram

◆豊津地区

公立保育所

施設名	定員	住所・電話番号	開所時間 受入年齢	保育内容・保育指針
みやこ町立 豊津保育所	80 名	みやこ町豊津 1110 番地	7:30～19:00	家庭的な雰囲気の中で一人ひとりが安心して過ごせる環境づくりに努めています。 子どもの長所を伸ばし、自分で考え行動できるような保育を行っています。
		Tel 33-4150	生後 7 か月	

認定こども園

施設名	定員	住所・電話番号	開所時間	保育内容・保育指針
			受入年齢	
社会福祉法人和泉会 認定こども園 ポランのひろば	保育園部 110 名	みやこ町田中 241 番地 4	7:00～19:00	保育園の機能を中心に、幼稚園・子育て支援センターの機能を持つ認定こども園です。子ども達の感性と五感の大切さを育む保育を目指しています。認定こども園ポランのひろばでは何より子ども達の「感じるココロ」と「鋭敏な五感」を大切にしています。 その他…完全給食、 子育て支援センター、 一時預かり、バスの送迎あり HP…http://izumikai-org.com/  Instagram
		Tel 33-4152	産休明け	
	幼稚園部 10 名	幼稚園部の詳細については、 直接認定こども園にお問い合わせください。		

◆犀川地区

私立保育所

施設名	定員	住所・電話番号	開所時間 受入年齢	保育内容・保育指針
社会福祉法人 九州キリスト教 社会福祉事業団 犀川のぞみ 保育園	20名	みやこ町犀川本庄 745番地 Tel 42-1212	7:00～19:00 産休明け	本園は1962年開設の「犀川教会愛児園」から64年に亘りキリスト教精神に基づいてお子様方を守り育て参りました。神様が私達を創ってくださった「創造」と、神様への「感謝」を保育標語に、一人一人が神様に愛される大切な存在であるとの立場で、日々を生きる喜びと共に愛、希望、信頼、勇気、正義という目に見えないものを大切にする「こころ豊かな保育」を提供します。 *完全給食提供 *休日保育実施（在園児のみ） *コドモンアプリが使えます。

認定こども園

施設名	定員	住所・電話番号	開所時間 受入年齢	保育内容・保育指針
社会福祉法人 即伝寺福祉会 城井こども園 あいあう	保育園部 20名 幼稚園部 10名	みやこ町犀川木井馬場 1996番地 Tel 42-0330	7:30～18:30 産休明け	『仏さまに手を合わせ、ともに学び、ともに育ちあう保育をめざします。』 子どもの可能性を十分に引き出すために「僕も私もやってみないな！」そしてそれが「できた！」の瞬間を大切にしています。 ★ヨコミネ式教育法・仏教保育 ★スクールバス・連絡ノート有 ★未就園児子育てひろば「みのりクラブ」隔週木曜日開設 ★一時保育・誰でも通園利用できます わが子の成長が楽しみになる♡ ぜひ一度見学にお越しください。
社会福祉法人飛龍会 認定こども園 Cuddle	保育園部 60名 幼稚園部 15名	みやこ町犀川本庄 442番地 Tel 42-2611	7:00～19:00 産休明け	園名 Cuddle（カドル）は「強く抱きしめる」「寄添う」「添寝する」との意味合いです。名前に込めた思いを大切に、子どもたち一人ひとりにあわせた保育・教育を目指しています。 その他…完全給食・手作りおやつ・ICTシステム コドモン導入・各クラスにカメラ・記録あり・おむつサービス・英語教室・スイミング教室（有料）
学校法人あさひ学園 認定こども園 わくわくの木幼稚園	保育園部 20名 幼稚園部 10名	みやこ町犀川本庄 214番地 Tel 42-0409	7:30～19:00 産休明け	育て!人間力!!～キラキラ光るものを持った子に～ 遊びを通して楽しく遊び「できた!」の笑顔を咲かせます! *体操教室・知能算数つみき遊び・文字 *iPad教材・オンライン英会話



ホームページ



Instagram



公式ライン

勝山地区



豊津地区



犀川地区

